

桑鶴副委員長

ただいまから、議会デジタル化検討小委員会を開きます。
御報告いたします。久保博道委員長から、所用のため、本日の小委員会を欠席される旨の申出がありましたので、私が委員長の職務を行うことといたします。
本日は、議会手続のオンライン化について、御協議いただくため、お集りいただきました。
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願います。

1. 議会手続のオンライン化について

(1) オンラインによる手続について

桑鶴副委員長

まず、1ページの資料1、オンラインによる手続についてであります。
このことについて、事務局に説明させます。

飯田議事課長

それでは、オンライン手続について御説明させていただきます。
まず、資料1ページを御覧ください。こちらのほうに、オンライン委員会の概要について簡単にまとめさせていただいております。
まず、議会手続のオンライン化につきましては、これまでの紙文書による手続に加えて、オンライン手続を可能とするものであるという基本的な考え方のもとに、検討を行っていく必要がございます。
次に、1、オンライン化とデジタル化の違いについてであります。オンライン化とは、インターネット等のコンピューターネットワークを利用する方法を使用可能とすることで、デジタル化とは、オンライン化を含めてデジタル技術を利用する方法でございます。
次に、2番としまして、手続のオンライン化についてであります。オンライン化の方法は、実際に手続ごとに利用に適した方法を選択していく必要がございます。また、署名や押印を求めている手続につきましては、本人確認や文書の真正性をどのように確認するかなどを検討して、対応策を決定していくことが必要となっております。
(1) オンライン化の検討に当たっては、手続の項目を次のように分類しました。四角で囲んでおりますところですが、A、議長と県民等間に係る手続、B、議長と国会・行政庁間に係る手続、C、議長と議員間に係る手続、D、議員または会派代表と知事間に係る手続、E、議長と知事等（執行機関）間に係る手続です。最後のE、議長と知事等（執行機関）間に係る手続につきましては、知事等の対応も踏まえまして、議長が判断していくこととなりますので、この小委員会では検討の対象とはしておりません。AからDの手続につきましては、オンライン化の可否や利用に適したオンライン化など、実施に向けた検討をしていくこととなります。具体的には、事務局のほうで整理しておりますので、後ほど資料2として御説明をさせていただきます。
(2) では、オンラインに利用可能な方法を整理しております。全国都道府県議会議長会の手続のオンライン化ガイドラインという通知を参考に整理をしました。①は、県の電子申請サービスを利用するものです。高知県のホームページのほうから、インターネットを利用して申請を行うことができるシステムのことです。県民の方のどなたでも利用することが可能となっております。厳格な本人確認を行うために電子署名を付することも可能となっております。県民または議員から議長、議会へ

の手續に利用が可能と考えております。

②は、2ページに移ります。②としまして、電子メールがございまして、電子メールでは、誰でも利用が可能となっております。議会に受付専用のメールアドレスを用意したり、受け取りに関するルールづくりは必要となります。電子メールだけでは厳格な本人確認ができませんので、簡易な本人確認で足る手續に利用する。または、その他の本人確認の方法と併用することで、利用可能と考えております。また、一般的に言われております、なりすましや詐称、行き違いといった電子メール特有の条件への対応も必要となってまいります。県民、議員等と議会、議長間の相互の手續に利用可能と考えております。

③は共有ドライブです。③-1としまして、現在、議員の皆様はタブレットで御利用いただいております、議会内のグーグルドライブでございまして、議員や事務局関係者のみで利用されているものでございまして、やりとりも簡単でございまして、また、セキュリティー的なリスクも少なくなります。利用に当たっては、受渡しのルール化が必要となってまいります。議員と議会、議長間での相互の手續が利用可能となります。③-2は、県庁内の共有ドライブでございまして、高知県庁内のみで利用が可能なるもので、知事等執行部と議会、議長間での相互の手續に利用が可能と考えております。

④は、マイナポータルのぴったりサービスでございまして、ぴったりサービスとは、マイナポータルで電子申請機能を利用したサービスの一つで、インターネットを経由して、住民の方が行政手續できるものでございまして、全国都道府県議長会が、住民と議会との間の手續の一部、例えば政務活動費の閲覧請求などをこちらを利用したオンラインで申請できるように、総務省及びデジタル庁と調整を行っております。マイナンバーカードを利用して申請者の情報等が入力可能になったりということで、マイナンバーカードを利用した申請手續も可能となっております。また、マイナンバーカードによる電子署名などを付して、厳格な本人確認も可能なものとなっております。県民から議会、議長への手續に利用可能となっております。

次に、(3)としまして、オンライン化の実施についてであります。今後の実施に当たっては、署名や押印を求めているものにつきましては、本人確認や文書の真正性の担保も踏まえて、実施の可否を検討してまいります。あわせて、書面による押印の見直しについても行っていきたく思っております。また、規程や環境の整備も行い、実施に向けての準備を行ってまいります。なお、県や国に同様の手續があったり、全国統一的に対応している手續については、それらの対応状況を踏まえることとして、実施可能なものからスモールスタートすることを考えております。

説明は以上です。

桑鶴副委員長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

西森(雅)委員

御説明ありがとうございます。今後、こういったものをオンラインでできるのかってというのが検討されていくと思います。その中でですね、ちょっと一つ気になるんですけども、オンラインの手續を様々なものを使いながらしていった場合に、県民と議員とのやりとり、議員と事務局、また知事部局のことは、議長と知事か。議長と議員間の手續とかそういう中でですね、会派控室の会計年度任用職員の方のパソコンがあるわけですね。そこはつながらない基本的な考え方になるでしょ

うか。

飯田議事課長

基本的には、議員と議長との間の手続では、議員個人の方との手続で厳格に本人確認をしていくということも含まれますので、なかなか会計年度任用職員、会派に貸与されているパソコンということにはならないのではないかと思います。あと、議会が使っておりますネットワークのほうには、会派職員のパソコンからは、今のところ入れないような形になっております。そういったことで、利便性も含めて御意見がございましたら検討していくということではございますので、会派のほうでも御意見をまたいただけたらとは思っております。

西森(雅)委員

分かりました。いろんなやりとりの中で、ちょっと今これお願いしますっていう。本人確認が最終的に必要になるというのが難しい。例えばですけども、今日の議運なんかでもあった発言者を誰にするとか、ペーパーで出してみましたですね。それなんかも、今後こういうのを使って提出になっていくというような場合に、会計年度任用職員さんにちょっとこれ書いて出しちょっとというような形でお願いしたりしておったわけですけども、もうそういうのは基本的にはできなくなるのか。

飯田議事課長

基本的には、現在の書類での手続も残した上で、オンラインということになりますので、利便性の高いほうを判断してやっていただくということにはなりますけれども、オンラインで代わりに申請をしていただくということは、少し難しいのかなと考えております。

西森(雅)委員

はい。分かりました。

桑鶴副委員長

ほかにありませんか。

それでは、先ほどの説明にもありましたように、オンラインによる手続の検討に当たっては、これまでの紙文書による手続に加えて、オンライン手続も可能とするものであるという基本的な考え方のもとに、検討を行っていくこととなりますので、御了承願います。

(了 承)

(2) オンライン化検討の対象となる項目について

桑鶴副委員長

次に、3ページの資料2、オンライン化検討の対象となる項目についてであります。

このことについて事務局の説明をさせます。

まず、会議運営に関する手続について説明願います。

飯田議事課長

それでは3ページの資料2を御覧ください。こちらの表は、オンライン化検討の対象となる項目をそれぞれ分類しまして、全国都道府県議会議長会の手続のオンライン化ガイドラインという通知を参考にして、オンライン化の可否、そしてその方法、理由について整理したものです。これを御覧いただきながら、オンラインが可

能かどうか御判断していただきたいと思います。と思っています。

それでは、まず私のほうからは、会議運営に関する手続について御説明をしたいと思います。まず、Aとしまして、議長と県民等の間における手続のうち、会議運営に係る手続は4項目ございます。本会議や委員会では、議案等の審査の際に広く意見を聞いて参考にするために、公聴会を開いたり、参考人の出席を求めることができます。1番は、公聴会を開く際に、公聴会における意見を述べようとする方からの申し出でございます。オンライン化は可能と考えており、電子メールで申請を行っていただいて、メールを受理しましたら、本人確認のための電話などで連絡をする方法が可能と考えております。また、電子申請サービスを整えまして、そちらから申請していただく方法も可能ではないかと考えております。2番は、あらかじめ申し出をされた方の中から公述人を決定した場合に、議長から決定の通知をするものでございます。オンライン化は可能と考えておりまして、議長の公印に代わる電子署名を付して、電子メールで送付することを考えております。3番は、公述人として決定された方が、文書等で意見の陳述を行いたい場合のものでございます。オンライン化は可能で、電子メールで送信をしていただき、本人への確認の連絡をする方法を考えております。

次に、6ページを御覧ください。少し飛びますけれども、こちらがB、議長と国会・行政庁の間に係る手続でございます。こちらの会議運営に係る手続としましては、議会で可決されました意見書の提出がでございます。オンライン化については全国統一的に対応することで可能とされております。全国都道府県議会議長会がもう既に調整をしてくださっておりまして、国会につきましては、指定の様式で作成した意見書に、L G P K Iといいますが、地方公共団体組織認証基盤が発行する議長名義の職責証明による電子署名を付して電子メールで提出することで、受付がされることとなっております。各行政庁に対するオンラインの提出方法につきましては、総務省のほうで取りまとめをいただいております。

次に、7ページを御覧ください。こちらは、C、議長と議員間に係る手続でございます。議会の内部手続となるものでございます。1、会議運営に関する手続につきましては、31項目抜き出してみました。1番の欠席の届出と、2番の宿所または連絡所の届出は、議員の皆様から議長に提出されるもので、オンライン化は可能と考えております。それぞれ電子メールで提出いただき、それぞれ提出されたことについての本人確認を電話等でさせていただく。また、共有ドライブを使う方法も考えられます。3番の会期の延長通知と4番の休会日の開議通知、5番の出席催告は、議長から各議員へ行う通知で、電子メールによることが考えられます。6番の議案の提出と7番の修正動議の提出、8番の事件の撤回・訂正請求につきましては、所定の発議者が連署して提出するものとされておりますので、オンライン化するに当たっては、連署に代わる複数名の本人確認が必要になってまいります。また、議案等の重要性ということに鑑みまして、現在ではなかなか簡単にオンライン化はできないのではないかとということで、三角ということにさせていただいております。

8ページを御覧ください。9番としまして、議会における選挙の投票の効力に異議があった場合、議会が効力の決定をして決定書を交付しますけれども、公印に代わる電子署名を付して電子メールで送付することは可能と考えられます。10番は、皆さんにいつも提出していただいております、発言通告書でございますけれども、こちらにも、それぞれ議員の方から電子メールで送っていただき、御本人への確認の連絡を行う。また、共有ドライブを活用して行うことも可能ではないかと考えております。1

1番の討論通告書の提出についてでございますが、手続的には発言通告書と同様のもので変わりはないのですが、閉会日の議運で討論を行いたい旨の申出を行っていただき、本会議の開会までに、討論の通告書をいただいて、短時間に議長に提出していただくという事務処理面で、時間的な制約が出てまいりますので、事務局といたしましては、三角ということにさせていただいております。12番で、委員会で委員の方から委員長に議案の修正を提出する場合のことでございますけれども、こちらは共有ドライブを活用することが考えられます。13番、議長及び副議長の辞表の提出、14番、議員の辞表の提出につきましては、こちらは身分に関わる手続であるということの重要性、そして、提出されたという本人への厳格な確認が必要であるため、オンライン化は不可ということで、バツにしております。一方、15番の閉会中の辞職の許可につきましては、議長が許可した上で通知するものでございますので、公印に代わる電子署名を付して電子メールで送付することは可能ではないかと考えております。16番、議員の資格決定要求書等の提出につきましては、やはり出された文書の真正性など厳格な本人確認が必要となってまいりますので、こちらは三角としております。

9ページを御覧ください。17番、議員の資格決定に係る決定書の交付についても、確実に本人に届くよう厳格な本人確認を要するものと考えられるため、こちらも三角としております。18番の懲罰動議の提出につきましては、議案の提出と同様に、連署に代わる複数名の本人確認が必要であるため、重要性にも鑑み、現時点では三角としております。19番、欠席議員に対する招状の発出につきましては、正当な理由がなく会議に欠席した議員に対して議長が出席を求めるもので、公印に代わる電子署名を付して電子メールで送付することは可能と考えております。20番から22番までの発言者の届出などにつきましては、議運の決定に基づいて、各会派の代表から届けられるものでございますので、それぞれ電子メールで送っていただき本人確認をする。または、共有ドライブを活用する方法で可能と考えております。23番と24番は、いずれも閉会中に、議長が委員の指名や所属変更を行った際に、議長からそのことを通知するものでございますので、公印に代わる電子署名を付して、電子メールで送付することは可能と考えております。

10ページを御覧ください。25番、常任委員会の所属変更の申出は、何らかの御都合があり、委員会に欠員ができたりしたときに、そちらの委員会に移りたいという所属変更の申出でございますけれども、電子メールで申し出いただき本人確認を行う。または、共有ドライブでの活用が可能と考えております。26番、委員長及び副委員長の辞任、27番、議会運営委員及び特別委員の辞任の申し出につきましては、こちらも身分に関わる手続であるという重要性、そして厳格な本人確認が必要であるため、オンライン化は不可と考えております。一方、28番、閉会中の議会運営委員及び特別委員の辞任の許可、29番、委員会の委員の欠員についての、議長からの通知につきましては、公印に代わる電子署名を付して電子メールで送付することは可能と考えております。30番、委員会の招集通知でございますけれども、こちらは、委員長のほうから電子メールで、また、31番、オンラインによる委員会への出席の申出につきましては、委員の方から電子メールで送っていただき、本人の確認をすることで、可能と考えております。

私のほうからは、会議運営について、手続の説明は以上となります。

桑鶴副委員長

ただいまの説明について御質問等ございませんか。

- 明神委員 これほど手続項目名があつたら、これA Iを組み込んで項目名を言うたらさつと手続が出てくるようにせにゃ、これは大変じゃないか。これを、項目名を見ながら操作して引っ張り出すいうたら、それは全員が可能かね。
- 飯田議事課長 どの手続をオンラインでやるかということが整理がつかましたら、マニュアル的なものを用意して、皆さんに御活用いただけるようにはしたいと思いますが、日常的に使う手続というのが、ここの中には余りない場合もございます。例外的、何か事情が生じた場合に申し出ていただく手続がございますので、一覧なりをつくって、分かりやすくさせていただきたいと思ひます。
- ふだんの定例会では、発言者の届け出とか、発言通告書とか、御自宅にいる場合でもメールで送っていただくということになれば、利便性も高まると思ひますので、そういった利便性とかいったことも含めて、各会派のほうでも御検討いただき、そういった御意見をまたいただいて検討していきたいと思ひしておりますので、よろしくお願ひいたします。
- 桑鶴副委員長 次に、請願、陳情に関する手続について説明願ひます。
- 溝渕政策調査課長 私のほうからは、請願、陳情に関する手続について御説明をさせていただきます。資料の4ページでございます。番号5・6、請願書の提出、陳情の提出でございます。オンライン化の可否を見ていただきますと、三角とさせていただきます。隣の可否欄に書いてありますとおり、オンラインの提出に当たって、紹介議員の記名及びその確認方法などで書いてありますけれども、あと申請者の本人確認などを整理させていただく必要がありますので、すぐには困難とさせていただきます。隣の記載欄にあるとおり、電子申請サービス、それからマイナポータルのびったりサービス、電子メール、いずれかの方法では、オンライン化は可能だとは考えております。他県のほうでも既に、電子申請サービス、マイナポータル、電子メールそれぞれで導入しているところもございます。まず、そういったところを参考に、うちの県で一番合う形で進めたいと思ひしておりますので、その整理に、もう少し時間をいただければと考えております。
- 以上でございます。
- 桑鶴副委員長 ただいまの説明について御質問等ございませんでしょうか。
- 西森(雅)委員 住民の方から議会に請願なり陳情が出された。その確認というのはどんな形になっていくのでしょうか。確かに届いてますよというところまで、本人にフィードバックした通知をしていくのかどうかとか。先ほどの議員と議長とのやりとりなんかもそうなんですけれども、送ってるつもりであつたけども実は届いてないみたいなことが発生する場合が出てくるかもしれないですね。そうしたときに確かに届いてますよというような返事っていうのは、今後、そこをしていくのかどうかっていう検討にはなってくるんでしょうけど。
- 飯田議事課長 例えば議員の皆さんから、議会、議長あてに電子メールで提出される場合には、

受付専用のメールアドレスを事務局のほうに用意させていただいて、必ずそちらに届く形で、事務局はそちらを確認する。確認した上は、必ず議員の方に届きましたということで確認を行うことによって、本当に議員の方々から提出されたものという確認を行っていくことを考えております。ただ、届かなかった場合には、受信メールのほうでは確認ができませんので、そういった場合には、メールで送ったんだけどもっていうことを意思表示していただいて、確認するっていうことも、運用のルールの中には入れていく必要があるのかもしれないので、今後検討していく一つになろうかと思えます。

西森(雅)委員

送りましたと。送りましたけれども、届いてますかねというか、まずしていかないといけないという、そういうことですね。

飯田議事課長

先ほどは、電子メールの例でお話しさせていただきましたけれども、議員の方にも県庁で用意しております電子申請サービスを利用していただいて、こういう届出はこちらで届けてくださいというふうにシステム化しますと、それは必ず届いたという通知も確認もできますし、議員のほうからも、自分がいつ、どういった申請をしたのかっていうことも確認ができるようになっておりますので、また県民の方もそういったサービスを利用させていただくことで、利便性も高まるのではないかなと考えております。

岡田(芳)委員

御説明ありがとうございます。県民の皆さんとの関係でいったら、請願とか陳情の問題が大きいと思うんですけども、陳情について既に実施されてるところもあるというふうな御説明だったかと思えますけども、具体的にはどこがやってるのか分かりますか。

溝渕政策調査課長

中四国でちょっと調べたんですけども、香川県、岡山県、鳥取県、それぞれで電子申請サービス、マイナポータル、電子メールと違う形で行っております。

岡田(芳)委員

それぞれ違う形で、統一されてないということですね。そしたら、これから始まったというか、そんな状況かなというふうに思いますけど。

溝渕政策調査課長

まさにそのとおりで、もう少し整理する時間をいただきたいというのは、それぞれの県が、これからもう少し多分蓄積されてきて、やっぱり一番いい形でスタートさせたいという思いもございます。特に電子メールなんかでいうと、個人の申請者の確認をどうするかっていうところが一番大きくはなってきます。出てきたときに電話で、確認するのか、それとももう信用してそういったこともしないとかですね、そこら辺はちょっと整理をさせていただいて、その県にもお伺いしながら、やっていきたいと考えております。

岡田(芳)委員

分かりました、ちょっと本人確認が難しいんじゃないかなという気もしますけど、それとやっぱり結果の報告ですね、それぞれの。これもほかの実施されている県なんかされてるんですかね、オンラインで。

R6.9.13 議会デジタル化検討小委員会

溝渕政策調査課 長	そこまで確認できておりません。
岡田(芳)委員	分かりました。
西森(雅)委員	請願とかであれば、採決の結果っていうのは、ホームページに記載されてますよね。ただ陳情なんかはどうなりますかというか。なかなか難しい。本当にその人かどうかって。三角なんで、検討していくわけですけどもね。
田所委員	確認ですけど、これから検討されるということなんで他県の状況とか、課題もいろいろ出していただきたいと思うんですけど。これは、このサービス全部導入するかどうか分からんとしても、導入しながら従来の出し方も併用していくというような考え方でよろしいですよ。
溝渕政策調査課 長	基本、紙が残っていくということです。
田所委員	分かりました。
桑鶴副委員長	ほかによろしいですか。 次に、その他条例等に基づく手続について、説明願います。
福島総務課長	続きまして、総務課所管の説明をさせていただきます。 5ページにお戻りください。この項目は、A、議長と県民等間に係る手続のうち、3、その他条例等に基づく手続についてとなります。左端の番号7、政務活動費に係る収支報告書等の閲覧請求について、議員の皆様から御提出いただいた政務活動費の収支報告書や領収書の写しなどについては、平成27年度からホームページで公表しており、県民の皆さんの閲覧の利便性や政務活動費の透明性を高める取り組みをしてきております。また、議会事務局や議会図書室でも閲覧できるようにしており、このたびの閲覧請求のオンライン化については、バツ、オンライン化しないとしております。これは、閲覧を希望する方は、図書室にお越しいただいた上で申請書に住所と氏名を記載し閲覧をすると、来庁されることを前提とした手続であるため、オンライン化しても利便性の向上等が図られるとは考えにくいためです。参考に、ここ数年の閲覧者数は、令和元年から3年度まではゼロ、令和4年と5年度はそれぞれ2名です。その下の8、資産等報告書等の閲覧請求につきましても、同様にバツ、オンライン化しないとしております。こちらについてはホームページでの公表はしていませんが、閲覧の手続については政務活動費の閲覧と同様、来庁を前提とした手続です。参考にここ数年の閲覧者数は、先ほどと同様、令和元年から3年度まではゼロ、令和4年と5年度はそれぞれ3名です。続いて、その下の9番から11番の個人情報に係る手続については、保有個人情報関係の議長と住民との間の諸処の手続を大きく3項目に分けて記載しております。この保有個人情報に係る一連の手続につきましても、いずれもバツ、オンライン化しないとしております。これは、可否の理由に記載のとおり、厳格な本人確認等を要するものと考えられるためであり、右の欄に記載しているとおりに、本県執行部でもオンライン化は実施していません。また、議会で保有する県民等の個人情報は、傍聴人や請願、陳

情者等の住所・氏名のみであり、開示請求等がなされることが想定できにくいことなどから、現時点では実施せず、今後の執行部等の動向に合わせて検討していきたいと考えております。

続きまして、11ページを御覧ください。この項目は、C、議長と議員間に係る手続のうち、2、その他条例等に基づく手続です。32番から34番は、政務活動費の交付を求める場合に、各会派から議長に提出していただく会派の結成・異動・解散についての届出書の提出についてです。現在、会派代表者の氏名を記入し、押印の上、紙媒体で提出をいただいているところですが、こちらの手続のオンライン化についてはマル、オンライン化可能と考えております。方法としましては、各会派からの電子メールでの送付と真正性の確認のための連絡、または共有フォルダへの保存の方法を考えております。続いて35番は、政務活動費に係る収支報告書・出納簿・領収書等の写しなどについての提出です。こちらにつきましても、マル、オンライン化可能と考えておまして、各議員、各会派からの電子メールの送付と真正性の確認のための連絡、または共有フォルダへの保存の方法を想定しております。オンライン化での提出の際には、出納簿や領収書などの写しについては、PDFで御提出いただくこととなります。36番から39番につきましては、資産等報告書等の提出についてです。こちらの書類の提出につきましても、マル、オンライン化可能と考えております。いずれの報告書の提出も、各議員からの電子メールでの送付と真正性の確認のための連絡、または共有フォルダへの保存の方法を想定しております。

次の12ページを御覧ください。最後の項目D、議員と知事間に係る手続についてです。議員または各会派代表と知事間に係る手続といたしましては、2つの手続があり、1番の政務活動費の交付決定の通知については、政務活動費の交付を決定したことを議員または会派代表にお知らせするための知事、実際には事務局長からの通知文書についてです。こちらについても、マル、オンライン化可能と考えております。各議員、各会派の皆様、電子メールの送付と確認の連絡または共有フォルダへの保存の方法で通知することが可能であると考えております。2番の政務活動費の請求については、先ほど説明させていただいた政務活動費の交付決定の通知が届きましたら、四半期ごとに、政務活動費の請求書を各議員の皆様と各会派から御提出をいただきます。この請求書の提出についても、マル、オンライン化可能と考えております。ただし、こちらの政務活動費の請求につきましても、知事に対し、請求書を提出するという会計上の手続になりますので、県の会計規則等の定めに沿う必要があります。したがって、オンラインで提出する際には、請求書に発行責任者及び担当者の氏名、連絡先を記載していただいた上で、メール等で提出していただくこととなります。

説明は以上です。

桑鶴副委員長

ただいまの説明について、御質問等ございませんでしょうか。

(なし)

桑鶴副委員長

それでは、議会手続のオンライン化につきましても、各会派へ持ち帰って御検討いただき、次回小委員会で、オンライン化の可否について決定していきたいと思

	ます。
西森(雅)委員	これ、可否というのも、それぞれどうするかっていうところまで、決めてくるということですか、各会派として。この今、出てる項目に関して、ここは、うちの会派としてはやりましょう、これもやりましょう。三角になってるところも、これやらないとかやるっていう、全部結論出して持ってくるっていうことでいいんでしょうか。
飯田議事課長	マルのついております可能なものにつきましては、これで実施していいのかどうかという御判断と、三角、バツのものにつきましては、会派のほうでもそういうふうにお考えになるのか。三角については少し検討するお時間をいただけるということで、そのほかに、疑問点とか、ここはどうなっているのかっていうこともですね、御意見いただきながら、検討していきたいと思っておりますので、全部にわたりますて、一応ご確認をお願いできればと。可否についてということをお願いいたします。
桑鶴副委員長	その結果を踏まえまして、次回以降、具体的なオンライン化の方法や、押印の見直し、またオンライン化の実施に向けた規程の整備などについて御協議いただくこととなりますので、御了承願います。
	(了 承)

2. その他

(1) オンライン委員会の環境について

桑鶴副委員長	次に、その他であります。 前回の小委員会で、オンライン委員会出席マニュアルを承認いただいたところですが、この小委員会で、オンライン委員会実施を検証することにしたいと考えております。 オンライン委員会の環境について、事務局に説明させます。
溝渕政策調査課長	私のほうから、オンライン委員会の開催について御説明をさせていただきます。前回の委員会で、オンライン委員会マニュアルをお認めいただきまして、そのあと、委員会室でのウェブカメラ、それからスクリーンの配置など環境整備を事務局で検討してまいりました。 本日は、事務局職員でオンラインを試行した際の、こちら第一委員会室で試行したんですけども、その見取図と、写真で機器等の配置をお示しさせていただきます。次回のデジタル化検討小委員会では、お示しさせていただく環境のもとで、開催していただきたいと考えております。そこで、委員の皆様から御意見をいただいて、よりよい形でオンライン委員会が開催できるよう対応してまいりたいと考えております。 それでは、タブレットのほうを御覧いただきまして、こちら第一委員会室の見取図でございます。まずカメラの配置でございますけれども、2台構えまして、執行部の前のところに1台、後、正副委員長の後ろにも、もう1台構えて、全体の執行部、そ

れから委員の皆様、全体映るようにさせていただいております。そのカメラの映像ですけれども、副委員長の隣に、スクリーンとプロジェクターを置かしていただいて、全体をここに映し出す。委員の皆様、執行部、オンラインで実際にやっている方、この3つを映し出すようにいたします。正副委員長は、ちょうど、副委員長のところにスクリーン置きますので、ちょっと見づらいということもあって、もう1台タブレットを置いて、そちらで見ていただくような形で考えております。

実際の写真です。まず1番が、こちらのほうが執行部席から映す形にしております。そこに、高さはもうちょっと低く置こうとは考えておるんですけども、大体この位置でカメラを置こうと考えております。2が正副委員長の間で、こちらに置くように考えております。3番が、これ全体のちょうど、正副委員長の方向、それから3か所を映すようにしております。

次のページに移りまして、この4画面は、オンライン委員会に、別からオンラインで参加する方が2名おった場合はこういった形で映ります。5画面にした場合でも、これ右側ですね、この位置で映るようになりますので、見づらい形にはならないと考えております。その下がオンライン側の写真ですけれども、資料と委員会室の様子が分割で見れるような形で対応できるようにしております。

先ほども申しましたけれども、お示しさせていただきました環境で、次回のデジタル化小委員会を開催していただき、御意見をいただきたいと考えております。

私からは以上でございます。

桑鶴副委員長

ただいまの説明につきまして何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

(なし)

桑鶴副委員長

それでは事務局から説明がありましたとおり、次回の小委員会はオンライン委員会の環境で開催して、検証をすることとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

桑鶴副委員長

それではさよう決めます。

(2) その他

桑鶴副委員長

最後に、その他で何かございませんでしょうか。

(なし)

桑鶴副委員長

それでは、協議事項は以上であります。次回の小委員会につきましては、12月をめどに開催することとしては存じますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

桑鶴副委員長

それでは、さよう決めます。

R6.9.13 議会デジタル化検討小委員会

以上で、本日の議会デジタル化検討小委員会を終わります。